

平成 24 年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

平田 稔

I	包括外部監査の概要	
第1	監査の種類	1-1
第2	選定した特定の事件	1-1
第3	事件を選定した理由	1-1
第4	包括外部監査の方法	1-1
	1. 監査対象部局及び対象とした地方公営企業	1-1
	2. 監査要点	1-2
第5	包括外部監査の実施期間	1-2
第6	包括外部監査人及び補助者	1-2
第7	利害関係	1-2
II	群馬県の公営企業について	2-1-1
第1	公営企業の概要	2-1-1
	1. 公営企業及び地方公営企業の概要	2-1-1
	2. 地方公営企業の経理	2-1-2
	3. 地方公営企業の会計制度	2-1-2
第2	群馬県の公営企業の概要	2-2-1
第3	群馬県企業局の所管する地方公営企業について	2-3-1
	1. 群馬県企業局の概要	2-3-1
	2. 電気事業について	2-3-6
	3. 工業用水道事業について	2-3-17
	4. 水道事業について	2-3-24
第4	流域下水道事業について	2-4-1
	1. 事業の概要	2-4-1
	2. 経営の状況	2-4-3
	3. 施設の概要	2-4-4
	4. 財務の状況	2-4-5
	5. 流域下水道事業の使命と経営課題	2-4-9
	6. 事業リスクとその対応	2-4-11
III	実施した監査手続の概要	3-1-1
第1	監査実施日及び対象とした所管課等	3-1-1
第2	監査手続について	3-2-1
	1. 監査手続の概要	3-2-1
	2. 主な質問事項	3-2-1

IV 監査の結果及び意見	4-1-1
第1 施設の規模と利用率について	4-1-1
1. 各事業の概観	4-1-1
2. 工業用水道及び水道の各施設の利用状況について	4-1-2
3. 総括原価方式の課題について	4-1-3
4. 利用率向上への取り組みについて	4-1-3
第2 事業計画について	4-2-1
1. 事業計画の作成方法等について	4-2-1
2. 汚水処理人口普及率の向上計画について	4-2-2
3. 企業局の中期経営計画の目標と行動計画の明確化について	4-2-8
4. 目標数値の意味について	4-2-12
5. 収支計画における営業収益の予測について	4-2-13
6. 不確実な経営環境に対応した経営計画の作成	4-2-13
7. 東毛工業用水道における給水契約量の増加方針について	4-2-14
8. 設備の補修計画の有効活用について	4-2-14
9. 取水口の移動について	4-2-15
10. 「中期経営計画の改善」の取り組みについて	4-2-15
第3 人材の育成について	4-3-1
1. 人材の確保について	4-3-1
2. ノウハウの承継について	4-3-1
3. 企業局における人員の年齢構成について	4-3-2
第4 契約の事務について	4-4-1
1. 入札対象範囲について	4-4-1
2. 監視制御装置の保守契約について	4-4-1
3. 失格基準価格について	4-4-2
4. 指名競争入札について	4-4-4
5. 随意契約の場合の相見積もりの参加者について	4-4-7
6. 東毛工業用水道用ポリ塩化アルミニウムの単価契約について	4-4-9
7. 入札参加資格審査委員会の議事録の整備について	4-4-9
8. 契約締結後の変更について	4-4-10
9. 委託業務の検査記録の整備について	4-4-12
第5 固定資産の管理事務について	4-5-1
1. 東毛工業用水道第二浄水場計画について	4-5-1
2. 土地等の有効活用について	4-5-1
3. 前橋市と交換した土地の未了交換手続について	4-5-3
4. 固定資産除却の会計処理について	4-5-4

5.	工事実施報告書の提出時期について	4-5-5
6.	流域下水道台帳について	4-5-5
7.	設備台帳（機械）について	4-5-6
8.	固定資産の一括計上について	4-5-7
第6	物品の管理事務について	4-6-1
1.	台帳上の物品と現物との確認手続及び不用物品の処理手続について	4-6-1
2.	使用していない備品の管理について	4-6-2
3.	リースの契約について	4-6-4
4.	貯蔵品について	4-6-5
第7	歳入・歳出又は収益・費用に関する事務について	4-7-1
1.	市町村の負担する流域下水道料金について	4-7-1
2.	供給量の計測について	4-7-5
3.	使用者側の量水器本体の積算値との照合について	4-7-5
4.	市町村交付金の対象について	4-7-6
第8	その他の個別事項について	4-8-1
1.	利根川佐波流域下水道について	4-8-1
2.	建設費の回収について	4-8-2
3.	包括的民間委託について	4-8-3
4.	流域下水道事業にかかる機械・電気設備の修繕業務の規程について	4-8-6
5.	施設等の耐用年数と県債の償還期間について	4-8-8
6.	事務取扱要領の一部未整備について	4-8-8
7.	地方公営企業決算状況調査表について	4-8-9
8.	流域下水道事業の公営企業会計の適用について	4-8-10
9.	運用資金の管理について	4-8-12
10.	専門家の活用について	4-8-14
第9	会計処理等について	4-9-1
1.	会計方針に関する規程の整備について	4-9-1
2.	電気事業の会計方針について	4-9-2
3.	企業局の退職金について	4-9-4
4.	東部地域水道における八ツ場ダム負担金の会計処理について	4-9-5
5.	人件費及び経費の適正配賦について	4-9-6
6.	建設準備勘定及び水利権について	4-9-8
7.	工事の精算に伴う減価償却費の過年度修正について	4-9-10
V	地方公営企業会計基準の改正への対応について	5-1-1
第1	地方公営企業会計制度の見直しについて	5-1-1

1. 資本制度の見直しについて	5-1-3
2. 会計基準の改正について	5-1-4
第2 「地方公営企業会計制度の見直し」への取り組みについて	5-2-1
第3 改正後の地方公営企業会計基準の適用にあたっての留意事項等	5-3-1
1. 新会計基準の適用にあたって	5-3-1
2. 減損会計について	5-3-1
3. 引当金について	5-3-2

I 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

公営企業の管理に関する事務の執行について

第3 事件を選定した理由

群馬県の企業局が所管する電気事業、工業用水道事業及び水道事業は、各事業とも経常利益率が過去5年間の平均で10%超、借入資本金を含む自己資本比率は90%超の優良企業であり、每期安定的に利益を計上している。この経営状態が地方公営企業として、経済性・有効性・効率性の追求の結果であるか否かを検証し、優良企業であるが故の無駄の有無、更なる改善の余地等を念頭に合規性ととともに監査することは有用であると思われる。

また、平成26年度より適用される新地方公営企業会計基準の影響をどのように認識し、今後の経営に生かすことが予定されているかを検討することも有用であると思われる。

県土整備部下水環境課が所管する流域下水道事業については、地方公営企業会計基準の適用が未だ強制されていないこともあり、県土整備部が所管し特別会計において管理されているため、当該事業の経営成績及び財務内容を把握することは難しい状況にある。流域下水道の整備による流域河川の水質保全是、群馬県のみならず関係する他県の飲料水にも影響する重要な任務であるが、群馬県の下水処理人口普及率は平成23年度末で50.0%であり、全国36位（※）と低く、普及率の向上が課題となっている。この課題を克服し、長期的視野に立ち永続的に下水道事業を行うためには、独立採算以上に品質の管理が要望されるものと思われるが、負担の公平性の観点及び合規性・経済性・効率性・有効性の観点から、優良企業である企業局所管の地方公営企業との対比において監査することは有用と考えた。

（※岩手県及び福島県の2県は、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため順位からは除いている。）

第4 包括外部監査の方法

1. 監査対象部局及び対象とした公営企業

次の部局（地域機関を含む）の所管する公営企業を監査の対象とした。

企 業 局	電気事業 工業用水道事業 水道事業
県土整備部	流域下水道事業

2. 監査要点

- (1) 計画に従って効率的な経営が行われているか。
- (2) 契約事務は、規則に従い経済的、効率的に行われているか。
- (3) 資金の運用事務は、規則に従い経済的、効率的に行われているか。
- (4) 資産・負債の管理は、規則に従い適切に行われているか。
- (5) 収入・支出又は収益・費用は、規則に従い適切に管理されているか。
- (6) 公営企業会計基準改正への取り組みに問題はないか。

第5 包括外部監査の実施期間

平成24年6月13日から平成25年2月27日まで

第6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 平田 稔

(2) 補助者

公認会計士 永井 乙彦

公認会計士 松井 理

公認会計士 松岡 光弘

公認会計士 森田 亨

公認会計士 金井 孝純

公認会計士 田中 陽子

公認会計士 福田 秀幸

公認会計士 小池 幸男

第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

